

カトリック高野教会 小教区評議会規約

第1条 名称と所在地

本会は「カトリック高野教会小教区評議会」（以下、評議会）と称する。

第2条 目的

本会は、カトリック高野教会（以下、高野教会）がカトリックの普遍教会および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、同時に時代に即応しつつ福音化に向けて絶えざる回心と自己刷新しながら、カトリック教会本来の使命である福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的に資する運営を行うために設置する。

第3条 主宰

本会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団（以下、司祭団）および司教から任命された修道者が主宰する。

第4条 評議員

評議員は次のもので構成される。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 信徒の中から選出された「役員」 | 4名 |
| (2) 京都南部地区東ブロック「小教区ブロック担当者」 | 1名 |
| (3) 5部会の代表者 | 各1名（第12条に基づく） |
| (4) その他の部会の代表者 | 各1名（第13条に基づく） |
| (5) 部会に準ずる任意団体の代表者 | 各1名（第14条に基づく） |

第5条 評議会の会合

評議会は、司祭団によって、年7回程度、定期的に招集される。各部会および任意団体の代表者が出席できない場合は、代理人を立てて委任することができる。なお、評議会へのオブザーバーの参加は認められる。ただし、評議会での発言は可能であるが、審議決定のための議決権を有しない。

第6条 審議事項

評議会は、京都南部地区東ブロック（以下、東ブロック）の福音宣教活動と連携して、高野教会の宣教司牧活動および運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下の通りである。

- (1) 小教区の宣教司牧に関する基本方針長期、短期の作成。
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定。
- (3) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- (4) 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改編。
- (5) 「カトリック高野教会小教区評議会規約」の改正。
- (6) その他の重要事項。

第7条 審議決定と承認

審議決定に際しては、評議員の出席者および必要に応じて司祭団の承認を得たオブザーバーとの合議により、福音の精神に基づく対話を重視し、聖霊の導きに従って結論を出すことを本旨とする。やむを得ず多数決による決定が必要と判断された場合は、評議員のみが議決に加わる。審議による決定事項は、司祭団の承認を経て実行に移される。

第8条 役員を選出

役員は任期は2年とする。再任は妨げないが、連続再任は不可とする。役員は第11条（5）および（6）に定める部会あるいは任意団体の代表者との兼任は不可とする。年度の終わりに役員定数4名のうち2名を新たに選出し、残りの2名は留任して前年度からの任務を引き継ぐ。役員は選出は、常に司

祭団とともに行い、以下の方法により明らかになった信徒の意見を反映させて司祭団が決定する。

- (1) 被選挙権ならびに選挙権は、高野教会に在籍する満 20 歳以上の信徒が有する。
- (2) 選出法は、立候補者に対する信任投票あるいは信徒の投票による推薦、あるいは司祭団からの推薦により、役員候補者を選出する。
- (3) 役員候補者の中から、司祭団の承認と任命によって役員が決定される。

第 9 条 役員の任務

- (1) 役員は教会運営に奉仕する信徒の代表者であり、司祭団とともに、高野教会および東ブロックにおける「共同宣教司牧」のチームとなって、高野教会全体の福音宣教活動と運営の調整を行ない、また東ブロックの福音宣教活動にも協力する。
- (2) 役員は評議会の代表として、教区あるいは東ブロックなどとの窓口の役割を担う。
- (3) 役員は評議会等の会合の準備、議事運営、記録、報告などを行う。
- (4) 役員は高野教会の代表として、小教区ブロック担当者とともに「東ブロック会議」に派遣される。
- (5) 司祭団の招集で、役員と小教区ブロック担当者および司祭団による定例の役員会が開催され、会合や総会の議案、議事録の作成などを行う。

第 10 条 小教区ブロック担当者

高野教会に小教区ブロック担当者を 1 名置く。

- (1) 東ブロックの共同宣教司牧の運営について司祭団に協力し、東ブロックでの高野教会の窓口の役割を担う。
- (2) 役員とともに東ブロック会議に派遣され、また「小教区ブロック担当者会議」「京都南部地区評議会」などに派遣される。
- (3) 役員会で役員とともに、小教区での共同宣教司牧活動と運営に関する協議に加わる。
- (4) 小教区ブロック担当者は立候補あるいは役員の推薦、司祭団の推薦により、候補者を選出し、司祭団により承認され任命される。
- (5) 任期は 1 年とし、再任は妨げないが、3 年を限度とする。

第 11 条 部会制度

高野教会の運営と福音宣教活動を円滑に行うため、また東ブロックの他の小教区と協力して共同宣教司牧を推進するために、以下のとおりの「部会」を設置する。

- (1) 部会は、評議会で決定された事柄を実行する執行機関である。
- (2) 「一人一役」の原則のもとに信徒全員が参加し、より機能的に活動するために、信徒がいずれかの部会に所属する（「一人一部会」）。ただし、第 12 条に定める 5 部会に所属する信徒はその部会以外の第 13 条に定める活動部会あるいは第 14 条に定める任意団体に所属することは可とする。
- (3) 各部会のメンバーは年度の始めに全信徒を対象に公募する。ただし、第 12 条に定める 5 部会の中で財務部の部員は、業務の性質上、公募はしないで、司祭団と役員の相談のうえ、司祭団が任命する。
- (4) 信徒各自の事情は考慮されるべきものであり、また信徒の自由な発意の活動も重要であるので、必ずしも信徒は部会に所属して活動しなければならないのではなく、その他の部会以外の活動や奉仕も広く認められるものである。これらの活動や奉仕は、必要に応じて司祭団の承認を得て評議会上に報告され、評議会が適当と判断した場合は、評議会へ代表者を派遣することができる。
- (5) 第 12 条に定める 5 部会から、1 名ないし 2 名の責任代表者を選出する。責任代表者は、部会をまとめ、定例部会会議を開催して活動を調整する役割を担う。責任代表者は、各部会での自薦あるいは他薦により選出し、司祭団の承認と任命を受ける。任期は 1 年とし、再任は妨げないが、3 年を限度とする。責任代表者のうち 1 名は評議会へ派遣される。
- (6) 第 13 条に定めるその他の部会および第 14 条に定める任意団体は、1 名の責任代表者を選出

する。責任代表者は、その他の部会あるいは任意団体の活動を調整する役割を担う。責任代表者は、部会あるいは任意団体での自薦あるいは他薦により選出し、司祭団の承認と任命を受ける。任期は任意団体ごとに決めることとするが、同一者が長期にわたることは避けるようにする。

- (7) 部会で話し合われた内容で、評議会によって重要と考えられる事項は、部会あるいは任意団体の代表者が評議会に提起することができる。提起する内容は、役員会を通して評議会の議案として取り上げられる。

第12条 部会

高野教会の中に、「典礼部」、「教育部」、「広報部」、「施設管理部」「財務部」の5部会を設置する。部会の業務分掌は別に定めて公示する。

第13条 他の活動部会

第12条で定める5部会の他に活動部会を置くことができる。新たな活動部会を設置する場合は評議会の審議決定と司祭団の承認を必要とする。司祭団から承認された場合、代表者を評議員として派遣することができる。

第14条 任意団体

高野教会の中で、部会活動を有機的、補完的に補助するために、任意の目的で部会活動と平行した任意団体を置くことができる。設置には評議会での審議決定と、司祭団の承認を必要とする。司祭団から承認された場合、各任意団体から代表者を評議員として派遣することができる。

第15条 小教区総会

- (1) 総会は、評議会で決議された決算、予算、その他の重要事項の周知および意見交換の会である。最高決議機関ではない。
- (2) 総会は司祭団が毎年1回招集し開催する。また、必要に応じて司祭団が臨時総会を招集する。
- (3) 総会の開催日時は、あらかじめ信徒に広報される。
- (4) 総会の議事進行および書記は、役員が行う。
- (5) 総会議事録は、信徒へ公開される。

第16条 会計監査

- (1) 高野教会に会計監査を複数名置く。司祭団と役員が相談の上候補者を推薦し、司祭団が任命する。
- (2) 毎年収支報告に関しては監査を実施し、評議会へ報告する。
- (3) 小教区活動部会などの収支明細についても監査を行い、収支報告に併せて小教区総会で財務部および会計監査から全信徒へ報告される。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教認可 2007年12月31日、発効 2008年1月1日

付記 本規約の変更は、教区司教の認可を受けた2010年3月18日に発行する。

+ハウに 大塚喜直

